

平成 27 年度 (2015 年度)

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私 法

A 日程入試

(注意)

1. 問題冊子 (表紙を含む) は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 27 年度（2015 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私	法
------	---	---

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題 1 つぎの事実関係を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

地元の資産家 X は、知人の A に対して、A が経営する工場の事業資金として 1000 万円を貸し付けることにしたが、万が一の場合に備えて、A の工場内に設置されている機械類について譲渡担保権設定契約を締結の上、さらに連帯保証人を付けてもらうことにした。なお、X が貸付金の回収に十分な 1000 万円強であると評価した当該機械類の担保価値は、担保価値の評価に際して重大な過失があったため、評価額の $1/10$ ほどの時価しかなかった。

他方、A の友人で同業者の Y が連帯保証人となることを承諾し、X との間で書面により連帯保証契約が締結されたが、その際、Y は、譲渡担保権の存在及び担保価値の評価額について X に確認した。なお、Y が連帯保証人になることを承諾するに至るまで以下のような経緯があった。

Y は、初めのうちは連帯保証人になることに慎重であったが、A から何度も懇請され、「絶対に迷惑はかけない」との A の言葉を信頼しただけでなく、譲渡担保権設定契約書の控えを確認し、万が一の場合にも Y の負担が大きなものにならないと判断していた。ただし、Y は、譲渡担保権の目的物である機械類の担保価値を評価する十分な知識を有していたにもかかわらず、当該機械類を実際に検分することはなかった。

その後、経営に行き詰まった A は、X への返済を滞らせたまま行方不明となってしまったので、X は Y に対して保証債務の履行として 1000 万円の支払いを請求した。

【問い】

この場合、Y は X からの請求を拒むことができるか否か、について論じなさい。

問題2 つぎの事実関係を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

Y株式会社（以下、「Y社」とする。）は、会社法上の公開会社であり、資本金の額が300億円の上市会社である。Y社は、委員会設置会社ではない。Y社の定款には、取締役の報酬額についての定めはない。

Y社では、平成15年6月に開催された定時株主総会の決議において、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない旨を明示して、取締役の報酬総額を年額2億円以内と定めていた。その定時株主総会時点のY社の取締役は10名であり、そのうち3名が使用人兼務取締役であった。

その後、Y社の業績は順調に推移しY社の取締役の数も15名まで増加した。その15名のうち、使用人兼務取締役は5名であった。

Y社では、平成25年6月に開催された定時株主総会（以下、「本件総会」とする。）において、「取締役の報酬総額改定の件」の議題につき、代表取締役からつぎの内容の議案が提案された。

「平成15年6月開催の定時株主総会において、当社の取締役の報酬総額は、年額2億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の業績の推移および取締役の数の増員を勘案いたしまして、取締役の報酬総額を年額3億円以内と改定することをお願いしたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。」

この議案は、株主の賛成多数（株主総会の普通決議の要件を満たす数の賛成）で可決された（以下、「本件総会決議」とする。）。

その後、本件総会に出席して本件総会決議に反対した株主Xは、Y社を被告として本件総会決議の無効確認の訴えを提起した（株主であるXは原告適格を有すると考えてよい）。この訴えにおいて、Xは、「各取締役の報酬額および使用人兼務取締役の使用人分給与の額を明示しない総会決議は無効である。」と主張した。

【問い】

Xの請求を認容すべきか否かについて、最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。